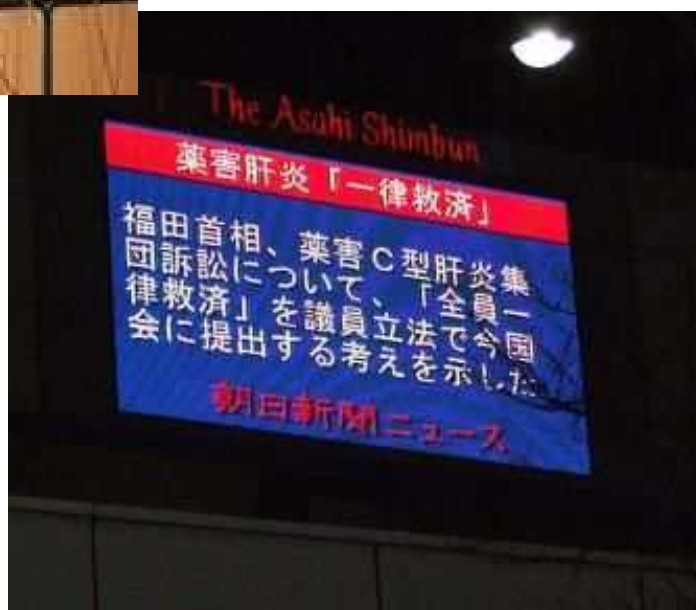


薬害肝炎訴訟を支援する会

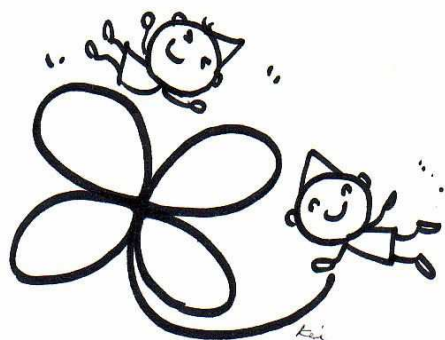
〈東京ニュース〉

薬害肝炎訴訟を支援する会・東京

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-24-2 長井ビル3階オアシス法律事務所
TEL : 03-5363-0138 / FAX : 03-5363-0139 / kanenshien-tokyo@hotmail.co.jp



イラストレーション：たけだけい



薬害肝炎チャリティ・コンサート
が開催されます☆
2008年2月2日(土)
13時開場・13時半開演
市川市民会館 ホール

ご挨拶

薬害肝炎訴訟を支援する会・東京の号外をお送りします。
昨年暮れから本当に情勢が劇的に動きました。

皆様には十分に情報提供ができず申し訳ありませんでした。本号では速報的に、情報等を提供させていただきます。

原告代表山口美智子さんより

薬害肝炎全国原告団代表の山口美智子です

「薬害肝炎訴訟」提訴以来、皆さまからのご支援、ご協力を得ながら、原告団も東京に集結し活動を続けることができました。そして、1月11日の薬害肝炎救済法成立と実を結びました。皆さまに感謝し、共に喜んでいただければ幸いです。

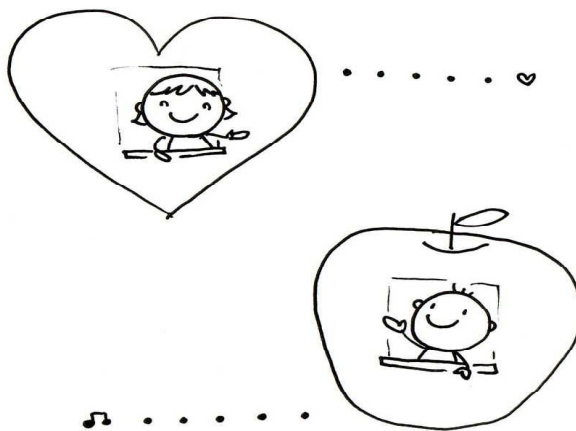
衆議院、参議院で全員一致(反対0)の場に臨んだ原告達は、言葉で表せないほどの感動を覚えました。

1月15日には国との間で基本合意書に調印し、福田首相との面談、謝罪も実現しました。

昨年11月の和解勧告より、最後の山の一步を踏み出し、私たち原告は全員、頂上に到達することができました。

しかし肝炎患者全員が頂上に登ることができてこそ、私たち原告が目指してきた「全面解決」なのです。その頂上までは、まだまだ険しく狭い山道です。

さあ、第二幕が始まります。一般肝炎総合対策の実現に向けて、今後も私たち原告は闘います。皆さまと共に、「全面解決」を勝ち取りましょう。



救済法及び基本合意調印までの足取りと今後の課題

弁護士 小松雅彦

本当に、激動の濃密なものすごい数ヶ月でした。

2007年10月16日、418人のリスト問題が参議院予算委員会で取り上げられ、薬害肝炎事件が大きく社会的注目を集めるようになりました。

11月7日には大阪高等裁判所が和解勧告をし、原告が舛添厚労大臣と面談しました。

11月16日には与党が衆議院に肝炎対策基本法案を提出しました(民主党は10月2日に参議院に肝炎治療費助成法案提出)。

11月22日には大阪で「切り捨ては許しません！」企業要請行動と緊急集会が開催されました。12月4日には、原告が舛添厚労大臣と2回目の面談をしました。

12月10日には全員一律救済を求めて官邸前で総理政治決断要請行動をしました。

12月13日には大阪高裁から所見と和解骨子案が提示されましたが極めて不十分なものでした。12月14日から19日まで東京の銀座などで大規模な街頭宣伝が連日そして一日に何回も行われ、テレビなどマスコミ報道もおおせいにあり、原告の訴えが社会にどんどん浸透していききました。12月20日に国から和解修正案が提示されましたが、原告団は全員一律救済を求め、直ちに拒否しました。そしてようやく12月23日に、福田首相が全員一律救済の政治決断を表明しました。

2008年1月11日に薬害肝炎救済法が成立しました。衆議院でも参議院でも全会一致でした。責任と謝罪が記載されているのは画期的です。

1月15日午後4時、厚生労働省において、薬害肝炎訴訟全国原告団・弁護団と厚生労働大臣との間で、基本合意書が調印されました。

基本合意書は、1月11日の薬害肝炎救済法の成立をふまえ、全国5地域で審理中の薬害肝炎訴訟を順次和解するための基本的事項を定めるものです。定期協議が勝ち取れたのは大きいです。基本合意書への調印後、舛添要一厚生労働大臣は、薬害肝炎被害発生と拡大を防げなかった国の責任を率直に認めてお詫びすると述べ、命を大切にする厚生労働行政、二度と薬害を起こさない行政の舵取りをしっかりと行いたい、総合的な肝炎対策を進めたいとの決意を表明しました。

同日午後5時、首相官邸で、原告団・弁護団と福田康夫首相の面談が行われました。福田首相は、提訴から5年あまり原告団にいろいろな苦勞・心配をかけたこと、亡くなった原告もいること等にふれ、行政の代表としてお詫びしたいと述べました。また本件の反省に立って薬害の再発防止に努め、肝炎患者への総合的医療をしっかりとやっていきたい、今後も忌憚のない意見を聞かせて欲しいと発言しました。

この救済法と基本合意でやっと薬害肝炎の全面解決の大きな礎ができました。しかし、これで解決した、終わったわけではありません。田辺三菱製薬、日本製薬の責任と謝罪、全ての薬害肝炎被害者の早期救済、真相究明と再発防止、カルテ等の証明手段がなく救済を阻まれる被害者・先天性の患者の救済、全国350万人のウイルス性肝炎患者への総合的な支援策の問題など、課題は山積しています。皆様の今までの熱いご支援、ご声援に心から感謝いたします。そして引き続き、原告団・弁護団の闘いへのご支援、ご声援よろしく願いいたします。

薬害C型肝炎救済法の概要

弁護士小松雅彦

法律の性質

自民・公明両党議員による議員立法で、国・製薬企業が拠出する基金から薬害C型肝炎被害者に対して給付金を支給するためその根拠を定めたものです。

法律の内容

1 前文に、本件が薬害事件であること、国の被害発生・拡大防止責任、謝罪の必要性を明示しています。また、薬害全般の再発防止努力の必要性、一律救済の必要性を明示しています。

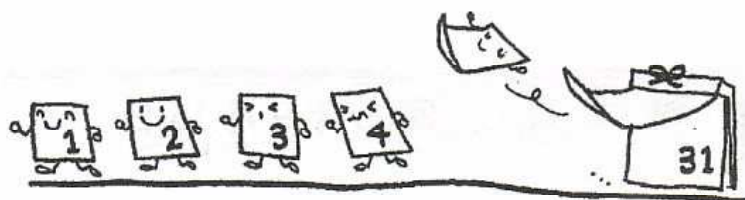
2 給付金の支給については、フィブリノゲン製剤、第9因子複合体製剤について製造時期による区分をせず、対象患者の投与時期による区分もありません。給付金額も同一症状に対して同一金額の給付です。肝硬変、肝癌、死亡は4000万円、慢性肝炎は2000万円、それ以外は1200万円です。

給付手続きは、裁判所の認定を経た上で、医薬品医療機器総合機構に申請することになります。給付請求期限は、法律の施行から5年です。

3 恒久対策として、国による納入医療機関の公表などによる対象患者の確認の促進、肝炎ウイルス検査の勧奨、国による医療提供体制の整備、研究などC型肝炎対策を要請しています。

付帯決議として衆議院では、救済範囲の拡大や給付金申請期間の延長の検討、ウイルス肝炎患者の医療費助成、先天性患者への必要な措置、他の血液製剤に関する被害調査・必要な措置の早期実現等を求めています。

参議院では、付帯決議で、全ウイルス肝炎患者に対する総合的な対策、血液製剤に関する調査実施とカルテなどの保存の必要な措置、先天性患者への必要な措置、他の血液製剤に関する被害調査・必要な措置の早期実現、総合的対策推進のため「肝炎対策推進協議会」の設立を求めています



基本合意書(要旨)

1 責任と謝罪

国は、C型肝炎ウイルス感染被害者の方々に甚大な被害が生じ、被害の拡大を防止し得なかったことについての責任を認め、被害者及び遺族の方々に心からおわびする。国は今回の反省を踏まえ命の尊さを再認識し、薬害ないし医薬品による健康被害の再発防止に最善かつ最大の努力を行うことを誓う。

2 和解の内容

各原告が、後天性傷病についてフィブリノゲン製剤又は血液凝固第Ⅸ因子製剤の投与を受けたことでC型肝炎ウイルスに感染した者、その者の胎内で感染した者、これらの相続人であること。

各原告は、医薬品医療機器総合機構に和解調書を提出して給付金支給を受け、国に対するその余の請求を放棄する。提訴手数料はすでに納付した分を除き全額国の負担とする。

3 投与事実、因果関係、症状の認定

原告らは血液製剤の投与事実について、医療記録及び同等の証明力を有する証拠に基づいて証明する。投与事実、因果関係、症状に争いがある場合は証拠調べにより裁判所が判断。裁判所が所見を示した時は当事者双方は尊重する。国は認否にあたって、被害者救済法の一律救済の理念を尊重する。

4 恒久対策等

国(厚生労働省)は、血液製剤の投与を受けた者の確認促進、検査の呼びかけに努め、給付金請求手続きや期限等、救済法を周知する。肝炎医療の提供体制整備、肝炎医療研究の推進等の措置を講ずるよう努める。第三者機関で検証を行う。恒久対策、薬害再発防止対策について原告・弁護団と継続的に協議する場を設定する。

5 後続訴訟の扱い

後続訴訟の原告については「3」の認定を経た上、順次和解の対象とする。和解の内容は「2」と同様。国は救済法施行後3年以内の新規提訴者に消滅時効の主張をしない。

署名集めの経験談 原告43番さんに聞く

弁護士小松雅彦

地域で、たくさん署名を集めている原告43番さんに署名集めの極意等をインタビューしました。

「テレビで代表や実名の原告が頑張っているのを見て、自分も頑張らなくてはと思いました。でも仕事があり、なかなか東京には行けません。それで、地元で署名集めで頑張りました。

インターフェロン治療をしている病院で、患者仲間に呼びかけました。また病院の事務長にお願いして、署名をおかせてもらいました。薬局の知り合いにも署名集めを頼みました。肝臓病友の会の会合でも署名を訴えました。所属団体の会合でもたびたび訴えました。

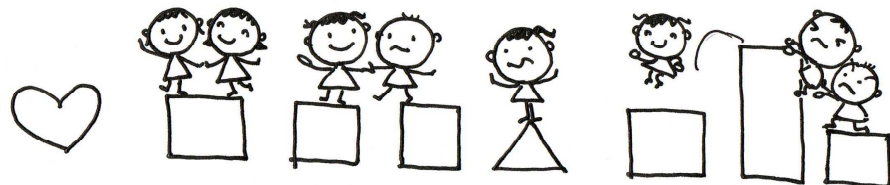
親戚、友人、知人にもお願いし、協力してくれる人にはその人に署名を集めてもらいました。遠い人へは返信用封筒を入れて送り返してもらいました。年賀状のやりとりがあるような人から電話があったときには、趣旨を説明して了承を得て、署名の代筆をさせてもらいました。

署名簿はいつも持ち歩いています。

その結果1400署名を集めることができました。」

本当にすごい経験だと思います。そして、このような一つ一つの草の根の動きが今回の大きな前進につながったのだと思います。

そしてこの原告さんに心から敬意を表します。



チャリティーコンサート のご案内

千葉県市川市で、薬害肝炎訴訟支援チャリティーコンサート「夢これから」が開催されます。
(主催 Le voci 後援 薬害肝炎訴訟を支える会、薬害肝炎全国弁護士団、千葉肝臓友の会、市川市社会福祉協議会)

すてきな音楽を聴いて、みんなで楽しいひとときを過ごしましょう。

日時は、2月2日(土)午後1時開場で、午後1時30分からビデオ上映、演奏会は午後2時開演です。

場所は、市川市民会館ホール(市川市八幡4-2-1 電話047-335-1542 JR総武線本八幡駅北口より徒歩7分 京成八幡駅より徒歩4分 駐車場は非常に少ないので極力公共交通機関でおいで下さい)

なお、入場料は設定していませんが、入場時に1000円以上の募金をお願いいたします。

出演予定者

ソプラノ	東実和、石井恵子、奥村喜美子、陰山雅代、中島佳代子
メゾソプラノ	有田真恵、矢崎恭子
テノール	安藤英市、高森弘明
バリトン	東卓治、川上敦、中原和人
ピアノ	鈴木架哉子
指揮	安藤敬

プログラム モーツァルト 「フィガロの結婚」第4楽章より ほか

薬害肝炎事件は終わったわけではありません。企業はまだ責任を認めず、謝罪していません。提訴した全ての原告の和解の実現、被害者の掘り起こし、カルテのない被害者の救済、先天性の患者の救済、肝炎患者に対する総合対策の実現など、課題は山積です。薬害肝炎を絶えず社会にアピールしていかなければなりません。チャリティーコンサートは、そのいい機会です。

ぜひ、多くの皆様のご参加をお願いいたします。

2/6対製薬客企業行動のお知らせ

弁護士小松雅彦

薬害肝炎事件は救済法、基本合意の締結で、全面解決にむけてのおおきな礎を勝ち取りました。しかし、危険な薬を売り続け、被害を発生拡大させた製薬企業は責任を認めず、謝罪をしていません。原告団は、以下の内容の全面解決要求書を田辺三菱株式会社、株式会社ベネシス、日本製薬株式会社に出し、1月31日までの回答を求めています。

- 1 本件薬害被害者に関する加害責任を認め、1万2000人以上にのぼる本件薬害被害者全員に対し謝罪されたい。
- 2 本件薬害の被害実態調査と救済を徹底して行われたい。
- 3 第三者機関によって真相究明を行い、薬害再発防止策を講じられたい。
- 4 上記3項目の進捗状況を報告し、対策を協議するため本件薬害被害者らとの間で、定期的に協議する場を設けられたい。

2月6日に、大阪では田辺三菱・ベネシスに対する抗議行動、東京では日本製薬に対する抗議行動が予定されています。時間は午後3時～5時の間です。

ぜひ、多くの皆様が、この抗議行動にご参加下さるようお願いいたします。

田辺三菱製薬

〒541-8505 大阪府中央区道修町3-2-10 TEL06-6205-5085 FAX06-6205-5262

日本製薬

〒101-0031 東京都千代田区東神田1-9-8 ミュキビル TEL03-3864-8411

次ページに地図を掲載します。ぜひご参加下さい！

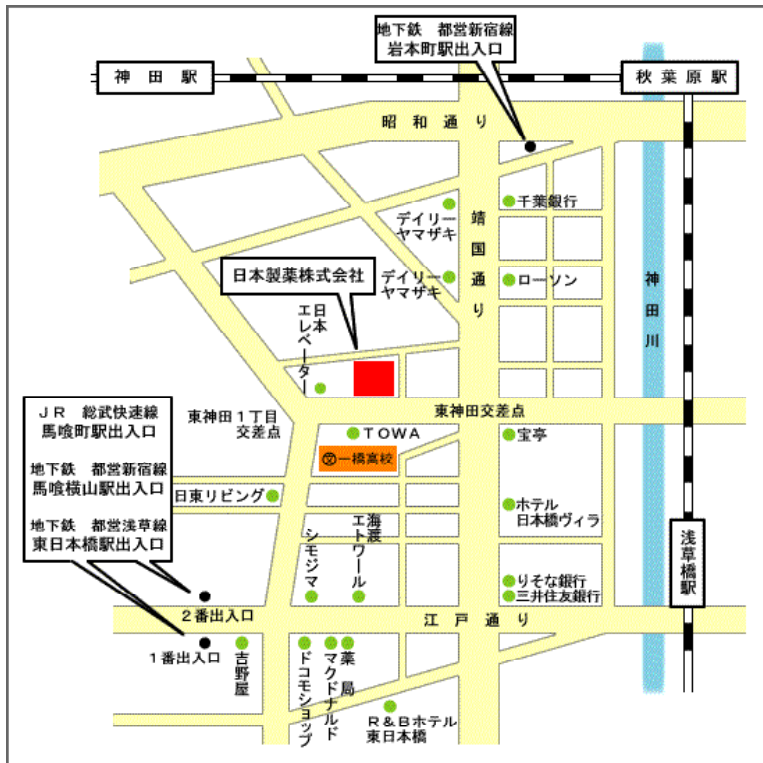
● 田辺三菱製薬

〒 541-8505 大阪市中心区道修町 3-2-10



● 日本製薬

東京都千代田区東神田 1-9-8 ミユキビル



企業責任の追及と肝炎患者救済へ 不買・要請活動と署名をお願いします

藤竿伊知郎(協同組合 医療と福祉、薬剤師)

薬害肝炎訴訟は、「救済特別措置法」が1月16日施行され、救済への道筋が開けました。

しかし、附帯決議・和解基本合意書が指摘するように、被害者の期待に添う救済策、企業との和解協議はこれからの課題です。原告の救済だけでなく、すべての肝炎患者に対する医療整備・生活保障がめざして、闘いは続きます。

今の時期、署名・不買運動・企業への要請文書送付は、支援者として大切な活動です。要請項目は以下の4点です。

1. 厚生労働大臣と企業は、加害責任にもとづいて、すべてのウイルス性肝炎患者の救済に取り組むこと。
2. 投薬証明がうけられない患者などを切り捨てず、迅速に和解を進めること。
3. 肝炎患者が最善の治療を受けられるよう、治療体制を整備し、十分な経済的援助をおこなうこと。
4. このような薬害を二度とおこさないように、真相を解明し、安全対策を拡充すること。

原告団は、1月8日に全面解決要求書を企業に渡し、1月31日までに回答を求めています。2月初めには、回答を受けた交渉をおこなう予定です。

「全面解決要求署名」を回答前に企業へ届けます。25日までにできる限りの数の署名を集めてください。

今回の不買・要請運動の呼びかけ文書では、不買だけでなく、和解事項の確実な実行を厚生労働大臣へ要請することも提起しています。各院所で、文書に基づく要請書を企業・厚生労働大臣宛に出していただくようお願いいたします。

署名と不買の活動は、これからが本番です。よろしく申し上げます。署名用紙や救済法案概要、原告団の申し入れ文書などは、下記のサイトにまとめています。

● 薬害肝炎 書庫

<http://www.gaiki.net/yakugai/hc/>